

製品安全データシート

[混合物用（接着剤用）]

Lab-metal（1/6）

1. 製品及び会社情報

製品名 : Lab-metal（ラブメタル）
会社名 : 株式会社ユニテック
住所 : 大阪市西区立売堀3丁目5-12
担当部門 : 営業部
電話番号 : 06-6535-7730 FAX 番号 : 06-6535-7740
推奨用途及び使用上の制限 : 接着剤
作成部門 : 技術部 作成、改訂 : 07/11/26

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性 : 引火性液体 区分2
他の物理化学的危険性 : 未分類
健康及び環境に対する有害性 : 未分類

ラベル要素

(絵表示) : 
(注意喚起語) : 危険
(危険有害性情報) : 引火性の高い液体及び蒸気
: 飲み込むと有害のおそれ
: 飲み込み、気道に進入すると生命に危険のおそれ
: 吸入すると有害 : 皮膚刺激 : 眼刺激
: 生殖能または胎児への悪影響のおそれ
: 中枢神経、中枢神経系の障害
: 肺の障害のおそれ
: 長期または反復暴露による肝臓、腎臓、中枢神経系の障害

(成分情報)

「メチルエチルケトン」 :    9.77%
「トルエン」 :    8.94%

(国、地域情報) 消防法 危険物 第四類 第一石油類 「火気厳禁」 危険等級II

(注意書き)

「予防策」 : すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
: 他の容器に移し替えないこと。

- : 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- : 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
- : この製品を使用するときに、飲食または喫煙しないこと。
- : 取り扱い中は、皮膚に触れないように注意し、保護眼鏡(ゴーグル型)、保護手袋、保護マスク、保護衣などの適切な個人用保護具を着用する。
- : 熱、火花、裸火、高温のような着火源から遠ざけること。禁煙
- : 取り扱い後はよく手を洗うこと。

「対応」 吸入した場合：被災者を空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させ、医師の診断/手当てを受けること。

呼吸に関する症状が出た場合：医師の診断/手当てを受けること。

眼に入った場合：水で数分間注意深く洗い、医師の診断/手当てを受けること。

皮膚または髪に付着した場合：多量の水と石鹼で洗い、衣類が汚染されたときは直ちにすべてを取り除く。汚染された衣類は直ちに脱ぎ、廃棄すること。

暴露または暴露の懸念があるとき：医師の診断/手当てを受けること。

気分が悪い時：医師の診断/手当てを受けること。

「保管」 容器を密閉し、直射日光を避け、熱源から離れた換気の良い場所で、施錠して保管すること。

42℃以上にならない冷暗所で強酸化剤との接触を避ける。レンズなどの集光を避ける。

「廃棄」 内容物/容器等の製品付着物は関係法令にしたがって廃棄すること。

3. 組成・成分情報

単一／混合物：混合物製品

成分及び含有量(危険有害性物質を対象)

成分名	CAS No.	含有量	TSCA 登録
メチルエチルケトン	78-93-3	5-10%	あり
トルエン	108-88-3	5-10%	あり
粉末状アルミニウム粉	7429-90-5	43-57%	あり
硫酸バリウム	7727-43-7	20-30%	あり

4. 応急措置

下記の応急措置を施すとともに、直ちに医師に連絡を取り、その指示に従う。

吸入した場合：直ちに被災者を空気の新鮮な場所に写し、安静につとめる。その後医師の手当てを受ける。

嘔吐が自然に生じたときは気道への吸入がおきないように身体を傾斜させる。

皮膚に付着した場合：すべての汚染された衣類を直ちに脱ぐ。

皮膚と接触した場合は、直ちに多量の水または石鹼水で洗う。痛みが残る場合は医師の手当てを受ける。

眼に入った場合：直ちに清浄な水で5分間以上洗い流す。眼科医の手当てを受ける。眼をこすらない。

飲み込んだ場合：嘔吐が自然に生じたときは気道への吸入が起きないように身体を傾斜させる。

事故の場合または気分が悪いときは、直ちに医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合、直ちに医師の診断を受け、この容器に記載された注意事項やラベル、MSDSを示す。

飲み込んだ場合、水で口内を洗う。(その人が意識がある場合)

応急措置をする者の保護：救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。

5. 火災時の措置

消火剤：泡、二酸化炭素、粉末。

特定の消火方法：周辺火災の場合：移動可能な場合、容器、梱包及び周辺に散水し冷却する。

着火した場合：火元（燃焼源）を断ち適切な消火剤を用いて風上から消火する。

消火を行う者の保護：消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。風上から消火する。

6. 漏出時の措置

関係法規に準拠して作業する。

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置：作業の際には適切な保護具を着用する。（暴露防止及び保護措置の項参照）風上で作業する。

屋内の場合、処理が終わるまで適切な換気を行う。

漏出した場所の周辺にはロープを張るなどして、関係者以外の立ち入りを禁止する。

環境に対する注意事項：廃液が河川、水路等に排出されないように注意する。

回収、除去、廃棄、浄化の方法・機材：回収するときは火花の出ない器具を用いる。

漏出液を密閉可能な容器に出来る限り集める。

残留液は土、砂などに吸着させて密閉可能な容器に回収する。

回収した漏出物は廃棄上の注意に従って、廃棄する。

二次災害防止策：付近の着火源となるものを速やかに取り除く。火気厳禁。関係者以外の立ち入り禁止。

万一、河川公共水路に漏出した場合、直ちに地方自治体の公害担当者に報告する。

7. 取り扱い及び保管上の注意

関係法規に準拠して作業する。

- ・ 周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
- ・ 静電気対策のため、装置等は接地し、電気機器類は防爆型(安全増型)を使用する。
- ・ 工具は火花防止型のものを使用する。
- ・ 使用済みウエス、塗料カス、スプレーダスト等は廃棄するまで水に漬けておく。
- ・ 換気の良い場所で取り扱う。
- ・ 容器はその都度密栓する。
- ・ 密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を着けて作業する。
- ・ 皮膚、粘膜、または着衣に触れたり、目に入らぬよう適切な保護具を着用する。
- ・ 取り扱い後は手・顔等を良く洗い、休憩所等に手袋等の汚染保護具を持ち込まない。

(保管上の注意)

pH値 : 表示できない
引火点 : 0～12℃
爆発特性 爆発限界上限 : 11.5%
爆発限界下限 : 1.4%
分配係数 : 表示できない
重金属 (ppm) : 0.

10. 安定性及び反応性

安定性 : 通常の保管及び取り扱いの条件では安定と考えられる。
反応性 : 重合の危険性なし。
接触を避けるもの : 強い酸化剤、強酸、強塩基物質
危険有害な分解生成物 : 知見なし。

11. 有害性情報

製品として (メチルエチルケトン、トルエンとして)
カリフォルニア州で知られている発がん性、不妊又は生殖障害を引き起こす物質を含む。

12. 環境影響情報

製品として
生体蓄積性 : 情報なし

13. 廃棄上の注意

- ・本製品は PRTR 法第一種指定化学物質を含有する。
- ・本製品は環境中に放出してはならない。
- ・本製品は排水溝中にあけてはならない。
- ・法令に従って、残余廃棄物、製品の包装材を廃棄処理する。廃塗料等を焼却処理する場合には、法規制に適合した設備と方法で消却処理をする。
- ・廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理をする。
- ・容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さない。
- ・排水処理、焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託をする。

14. 輸送上の注意

国連分類 : クラス 3 (引火性液体)

国連番号 : 1133

品名 (国連輸送名) : 接着剤

容器等級 : II

特定の安全対策及び条件 : 保護具、消火器を携帯すること。

容器に漏れのないことを確認し、落下、転倒、破損がないように積載し、荷崩れ防止を確実に行う。

消防法、道路法、船舶安全法、航空法の基準に従い積載・運搬を行う。

陸上輸送：消防法（危険物第四類第一石油類）の基準に従い積載・運搬を行う。運搬時の積み重ね高さ
3 m以下。

混載禁止：第一類、第六類の危険物及び高圧ガス。

海上輸送：船舶安全法危規則第2、3条危険物告示表第1引火性液体類の基準に従い積載、運送する。

航空輸送：航空法施行規則第194条危険物告示別表第1引火性液体の基準に従い積載、運送する。

1 5. 適用法令

- ・ 船舶安全法 危告示 別表第5中引火点引火性液体
- ・ 労働安全衛生法：危険物(引火性の物)、名称等を通知すべき有害物質、第2種有機溶剤（トルエン、メチルエチルケトン）
- ・ 消防法：第4類 第一石油類 危険等級Ⅱ（非水溶性）
- ・ 毒物及び劇物取締法：劇物（トルエン、メチルエチルケトン）
- ・ 悪臭防止法：施行令第1特定悪臭物質 トルエン
- ・ 大気汚染防止法：有害大気汚染物質 揮発性有機化合物
- ・ 外国為替及び外国貿易法：輸出貿易管理令別表第1の16項に該当
- ・ 航空法：施行規則第194条危険物告示別表第1引火性液体
- ・ 道路法：道路法施行令19条の13車両の通行の制限
- ・ 化学物質排出把握管理促進法（PRTR）：法第2条第2項、施行令第1条別表第1、第1種指定化学物質 トルエン（政令番号：277）8.94%
- ・ 労働基準法：法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2代4号疾病化学物質 トルエン

1 6. その他の情報

（主な引用文献）

- ・ 日本塗料工業会編集「原材料物質データベース」
- ・ オム社：溶剤ポケットブック
- ・ 危険防災救急便覧
- ・ 作業環境評価基準
- ・ 産業衛生学会雑誌
- ・ 国際化学物質安全カード（ICSC）
- ・ 丸善：ザックス有害物質データベース
- ・ 中央労働災害防止協会：化学物質の危険・有害便覧
- ・ 米国連邦規則集（OSHA）
- ・ NIOSH：Resistry of Toxic Effects of Chemical Substances
- ・ ACGIH：1990-1991 Threshold Limit Values for Chemical substances and Physical Agents
- ・ IARC Monographs on the Evaluation of Carcinogenic Risk to Humans(IARC)

【注意】

このデータは作成の時点においての知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。